

06春監監第154号
令和6年11月26日

春日市議会議長 様
春日市長 様
春日市教育委員会教育長 様

春日市監査委員 松 尾 英 二
同 原 克 巳

例月支出命令書等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき例月支出命令書等監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査

2 監査の対象

(1) 所管

全所管（学校を含む。）

(2) 内容

ア 令和6年10月支払分の支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書

イ 令和6年10月処理分の精算書、戻出命令書、戻入命令書等

ウ 令和6年10月処理分の収入伝票、支払伝票、振替伝票（いずれも下水道事業会計に係るもの）

※ 支出負担行為のみ行うものは対象としない。

3 監査の着眼点

(1) 支出命令書等の内容は、法令に適合したものになっているか（合規制）。

(2) 支出命令書等に係る事務処理は、正確に行われているか（正確性）。

4 監査の主な実施内容

- (1) 会計課が保管している支出命令書等の内容の確認
- (2) 支出命令書等と証憑（請求書等）との突合
- (3) 財務会計システム抽出データを用いた遅延利息、誤振り込み、未精算費用等の有無の確認
- (4) 関係職員への質問、事情聴取

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

春日市役所監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和6年11月1日から令和6年11月25日まで

6 監査の結果

春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して監査した結果、支出命令書等に関する事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

(1) 地域共生部健康課（健康づくり担当）

新型コロナワクチン定期接種化に伴う健康管理システム改修業務に係る委託料（495,000円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により次のとおり支払遅延が生じており、遅延利息が発生している。

当該委託料の支払時期については、契約の締結の際に書面により明らかにしていなかったため（請書は徴取済み）、同法の規定により相手方が支払請求をした日から15日以内の日を定めたものとみなされる。

ア 支払請求日	令和6年10月4日
イ 支出命令日	令和6年10月4日
ウ 支払時期	令和6年10月18日
エ 支払日（定例支払日）	令和6年10月21日
オ 支払遅延日数	3日
カ 遅延利息	100円